

ご案内

ご利用下さい

講師派遣制度

グループ・団体が自主的に企画し、会員以外に広く参加を呼びかけ、公開して実施する学習会・講演会に講師を派遣します。

まちだ政策研究誌「窓」No.2 発行しました

町田市の政策課題に関する、学者や市職員による研究論文を掲載した「まちだ政策研究誌」窓No.2を発行しました。

販売しています

市では、良好な環境の確保に向け、町田市環境マスタープランに基づき、各種環境施策の展開に努めています。

無料配布しています

多くの方に環境白書2005を読んでもいただくために、概要版を作成しました。

ご利用下さい

この概要版は、2005年度の特集のテーマである「暮らしの環境」と、そのほか「町田市環境マスタープラン&環境白書とは？」

購入前の申請が必要です

対象 引き続き5年以上市内在住の方で、生ごみ処理機または生ごみ堆肥化容器をご家庭で、継続して適正に使用できる方

縦覧及び課税台帳(名寄帳)閲覧制度

縦覧制度は、自己の土地や家屋に対する固定資産税評価額が適正であるかどうかを判断する資料として、他の土地や家屋の固定資産税評価額簿を納税者(土地、家屋に課税されている方)の縦覧に供するものです。

縦覧、閲覧方法

縦覧、閲覧方法は、土地、家屋の所在地番を申請書に記載していただきます。所有者名からの縦覧はできません。また、縦覧帳簿のコピー等を行えませんが、手書きによる転記は可能です。

縦覧、閲覧手数料

縦覧、閲覧手数料 縦覧及び縦覧期間内の平成18年度課税台帳の閲覧は無料です。

納税義務者以外の課税台帳閲覧制度

土地や家屋に対し賃借権その他の使用または収益を目的とする権

自然休暇村 (長野県川上村)利用受付
受付期間と申込先が 変わりました!
受付期間 6か月先まで受付可能に!
申込先 ☎0120・55・2838

6月、10月分(夏期除く)

今回受け付けをする利用日は、6月1日～10月31日です。7月29日～8月19日は別に受け付けます(詳細は広報まちだで紹介).



自然休暇村施設一覧

Table with 3 columns: 施設 (Facility), 室数 (Rooms), 使用料 (Fees). Includes items like 本館, キャンプ, テント.

町田市交通マスタープランを策定しました

市では、計画的な交通施策の推進を図るための基本方針となる、「町田市交通マスタープラン」を策定しました。

町田市交通マスタープランの冊子は、市政情報「やまびこ」で販売(一部1400円)しています。

縦覧、閲覧方法

縦覧、閲覧方法は、土地、家屋の所在地番を申請書に記載していただきます。所有者名からの縦覧はできません。

縦覧、閲覧手数料

縦覧、閲覧手数料 縦覧及び縦覧期間内の平成18年度課税台帳の閲覧は無料です。

納税義務者以外の課税台帳閲覧制度

土地や家屋に対し賃借権その他の使用または収益を目的とする権

縦覧、閲覧方法

縦覧、閲覧方法は、土地、家屋の所在地番を申請書に記載していただきます。所有者名からの縦覧はできません。

縦覧、閲覧手数料

縦覧、閲覧手数料 縦覧及び縦覧期間内の平成18年度課税台帳の閲覧は無料です。

納税義務者以外の課税台帳閲覧制度

土地や家屋に対し賃借権その他の使用または収益を目的とする権

縦覧、閲覧方法

縦覧、閲覧方法は、土地、家屋の所在地番を申請書に記載していただきます。所有者名からの縦覧はできません。

縦覧、閲覧手数料

縦覧、閲覧手数料 縦覧及び縦覧期間内の平成18年度課税台帳の閲覧は無料です。

納税義務者以外の課税台帳閲覧制度

土地や家屋に対し賃借権その他の使用または収益を目的とする権

帳カード、健康保険証、納税通知書、課税資産明細書等)をお持ち下さい。

縦覧、閲覧方法

縦覧、閲覧方法は、土地、家屋の所在地番を申請書に記載していただきます。所有者名からの縦覧はできません。

縦覧、閲覧手数料

縦覧、閲覧手数料 縦覧及び縦覧期間内の平成18年度課税台帳の閲覧は無料です。

納税義務者以外の課税台帳閲覧制度

土地や家屋に対し賃借権その他の使用または収益を目的とする権

縦覧、閲覧方法

縦覧、閲覧方法は、土地、家屋の所在地番を申請書に記載していただきます。所有者名からの縦覧はできません。

縦覧、閲覧手数料

縦覧、閲覧手数料 縦覧及び縦覧期間内の平成18年度課税台帳の閲覧は無料です。

納税義務者以外の課税台帳閲覧制度

土地や家屋に対し賃借権その他の使用または収益を目的とする権

縦覧、閲覧方法

縦覧、閲覧方法は、土地、家屋の所在地番を申請書に記載していただきます。所有者名からの縦覧はできません。

縦覧、閲覧手数料

縦覧、閲覧手数料 縦覧及び縦覧期間内の平成18年度課税台帳の閲覧は無料です。

納税義務者以外の課税台帳閲覧制度

土地や家屋に対し賃借権その他の使用または収益を目的とする権

労働相談

【時間変更のお知らせ】 解雇、賃金の不払い等の問題でお悩みの方を対象に、東京都労働相談情報センター八王子事務所相談員が出張相談を行っています。

出張相談

相談日 毎週火曜日 時間 午後1時30分～4時30分 会場 森野分庁舎3階

電話相談

相談日 月～金曜日 ☎726・1394 問経済振興課 ☎724・2129